

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

現行			改正			改正理由
<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
大学院	研究院長	I種(グローバルイノベーション研究院長にあつてはII種)	大学院	研究院長	I種(グローバルイノベーション研究院長にあつてはII種)	
	学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)		学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)	
	研究科長	III種		研究科長	III種	
	機構長	V種		機構長	V種	
	専攻長(国際環境農学専攻及び産業技術専攻に限る。)	VI種		専攻長(国際環境農学専攻及び産業技術専攻に限る。)	VI種	
学部	学部長	I種	学部	学部長	I種	
	学科長	VI種		学科長	VI種	
(新設)			グローバル教育院	グローバル教育院長	III種	
図書館	図書館長	III種	図書館	図書館長	III種	
大学教育センター	センター長	III種	(削る)			
	副センター長	V種				
先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	
	副センター長	V種		(削る)	(削る)	
	チーム長(専任教員である者を除く。)	VI種		(削る)	(削る)	

国際センター	センター長	IV種	(削る)		
	副センター長	VI種			
保健管理センター	センター所長	V種	保健管理センター	センター所長	V種
総合情報メディアセンター	センター長	V種	総合情報メディアセンター	センター長	V種
(新設)			学術研究支援総合センター	センター長	VI種
(新設)			科学博物館	科学博物館長	VI種
附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	IV種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	IV種
	農学部附属動物医療センター長	V種		農学部附属動物医療センター長	V種
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種		農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
本部	副学長(理事である者を除く。)	III種	本部	副学長(理事である者を除く。)	III種
	学長補佐	V種		学長補佐	V種
教育研究評議会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種	教育研究評議会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種
事務局	事務局長	I種	事務局	事務局長	I種
	部長	II種		部長	II種
	副部長 事務長 課長(学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。)	III種		副部長 事務長 課長(学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。)	III種
	課長	IV種		課長	IV種
	室長 次長	V種		室長 次長	V種
	事務局以外の事務組織	監査室長 コンプライアンス推進室長		IV種	事務局以外の事務組織

	課長			課長		
	次長	V種		次長	V種	

附 則(平成30年4月1日規程第11号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。